

沿岸域利用についての合意形成メカニズムの評価検討

八木信行 農学生命科学研究科

日本は沿岸での人口が比較的多く、漁業も広く存在している点で、欧米諸国とは異なる社会的背景が存在している。沿岸域の保護と利用を実施する上でも、独特の合意形成メカニズムが見られる場合もある。本年のイニシャチブでは、このうち特に、利用者（漁業者）が自主的な保護区を多数設置している点に注目し、このメカニズムに関する検討を行った。

例えば、北海道の野付での取り組みを見てみたい。道東に位置する野付半島は、大きく湾曲した砂州からなる半島で、半円型に伸びる半島と陸地の間には、浅い砂地の海が広がっている。ここはラムサール条約登録湿地でもある。この海ではホッカイシマエビが特産品であり、漁獲許可制、海区制限、漁獲トン数制限など、厳しい資源管理体制が漁協主導の下に構築されている。湾奥部には、複数の禁漁区（すなわち海洋保護区）が設定されている。ホッカイシマエビは、湾内のアマモ場がその生息域であるため、漁協はアマモの保全のために、漁具制限、防波堤の設置、陸上における植樹作

業などを行っている。

ここで注目すべき点は、これらの総合的な保全メニューが、中央からのトップダウン的な指示ではなく、野付漁協によるボトムアップの活動となっている点である。このため、植樹や防波堤設置、更には保護区域の監視など、保全活動にかかるコストの大部分を漁協が負担している。コストに見合う分の見返り（正確には、将来、保全効果で増大するであろうキャッシュフローの正味現在価値）が得られると踏んで保護活動を実践しているものと想定できるが、自然と共存する地域の知恵を生かして長期の保全活動を実施している成功例といえる。

世界各地で、小規模かつ自主的な資源管理と保全の枠組みが有効であるとの事例を収集・分析したオストロム教授が2009年のノーベル経済学賞を受賞したが、日本における漁業者による保護区設定事例も、オストロム教授が示す成功例と共通する要素を内在させている。